

先端設備等導入計画認定申請に係るチェックリスト

事業者名: _____

担当者名: _____ 連絡先: _____

① 先端設備等導入計画の認定申請時に必要となる提出書類

		チェック欄
1	以下の提出書類があるか	市
(1)	先端設備等導入に係る認定申請書(別紙「先端設備等導入計画」含む) (経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則様式第3)	<input type="checkbox"/>
(2)	直近の市税納税証明書	<input type="checkbox"/>
(3)	事業概要が確認できる資料 (定款、登記事項証明書、パンフレット、ホームページ公開資料等)	<input type="checkbox"/>
(4)	認定経営革新等支援機関による先端設備等導入計画に関する確認書 (先端設備等導入計画の実施により当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類)	<input type="checkbox"/>
(5)	【固定資産税の特例を受ける場合】先端設備等に係る誓約書 (経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則様式第4及び第4の2)	<input type="checkbox"/>
(6)	【固定資産税の特例を受ける場合】各工業会による生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書の写し(※計画認定後から固定資産税賦課期日(1/1)までに追加提出可能。原本は申請者で保管してください。)	<input type="checkbox"/> 取得済み
		<input type="checkbox"/> 追加提出予定
(7)	【固定資産税の特例を受ける場合、かつ、建物を含む場合】建築確認済証	<input type="checkbox"/>
(8)	【固定資産税の特例を受ける場合、かつ、建物を含む場合】建物の見取り図 (新たに取得する建物の内外に先端設備を導入することが分かる書類)	<input type="checkbox"/>
(9)	【固定資産税の特例を受ける場合、かつ、建物を含む場合】設備等の購入契約書等 (建物以外の導入設備について金額が分かる書類)	<input type="checkbox"/>
(10)	【固定資産税の特例を受ける場合、かつ、リース取引の場合】リース見積書の写し	<input type="checkbox"/>
(11)	【固定資産税の特例を受ける場合、かつ、リース取引の場合】固定資産税軽減計算書(リース会社が作成)の写し	<input type="checkbox"/>
2	提出書類の写しをとり、申請者自らで保管しているか(固定資産税の特例適用のためには、償却資産の申告時に写しの提出が必要です。)	<input type="checkbox"/>

② 先端設備等導入に係る認定申請書(先端設備等導入計画含む)関係

		市																														
1	「名称及び代表者の氏名」の記載があるか	<input type="checkbox"/>																														
2	【共同申請の場合】代表事業者と参加事業者の記載があるか	<input type="checkbox"/>																														
3	「主たる業種」に、日本標準産業分類の中分類の記載があるか	<input type="checkbox"/>																														
4	「主たる業種」、「資本金等の額」、「従業員数」が下表に該当するか <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業種分類</th> <th colspan="2">中小企業等経営強化法第2条第1項の定義</th> </tr> <tr> <th>資本金の額又は出資の総額</th> <th>常時使用する従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業その他</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5千万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5千万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">定政 業令 種指</td> <td>ゴム製品製造業※</td> <td>3億円以下</td> <td>900人以下</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業又は 情報処理サービス業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>旅館業</td> <td>5千万円以下</td> <td>200人以下</td> </tr> <tr> <td>※ 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項の定義		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	製造業その他	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	小売業	5千万円以下	50人以下	サービス業	5千万円以下	100人以下	定政 業令 種指	ゴム製品製造業※	3億円以下	900人以下	ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	旅館業	5千万円以下	200人以下	※ 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。			<input type="checkbox"/>
			業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項の定義																												
資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数																															
製造業その他	3億円以下	300人以下																														
卸売業	1億円以下	100人以下																														
小売業	5千万円以下	50人以下																														
サービス業	5千万円以下	100人以下																														
定政 業令 種指	ゴム製品製造業※	3億円以下	900人以下																													
	ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下																													
	旅館業	5千万円以下	200人以下																													
	※ 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。																															
5	計画期間が、3年間以上5年間以内となっているか	<input type="checkbox"/>																														
6	「自社の事業概要」が、定款等の事業概要が確認できる資料と整合が取れているか	<input type="checkbox"/>																														
7	「自社の経営状況」に、自社の財務状況について、売上高増加率、営業利益率、労働生産性、自己資本比率その他財務情報の数値を参考に分析がされ、記載されているか	<input type="checkbox"/>																														
8	「自社の経営状況」に、改善すべき項目等が明確に記載されているか	<input type="checkbox"/>																														
9	「具体的な取組内容」に、「(3)先端設備等の種類及び導入時期」に記載されている各番号の設備等による取組内容の概要が、漏れがなく、具体的に(商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであることが分かるよう)記載されているか。	<input type="checkbox"/>																														
10	労働生産性の伸び率が、計画期間で除して年平均3%以上となっているか(3年間:9%以上、4年間:12%以上、5年間:15%以上)	<input type="checkbox"/>																														
11	「所在地」が市内事業所になっていて、住所に誤りがないか。	<input type="checkbox"/>																														
12	「導入時期」が、過去に取得されたことになっていないか(※設備は計画認定後に取得が必須)	<input type="checkbox"/>																														
13	「導入時期」が、「円滑かつ確実に実施される見込み」の時期になっているか (※変更手続きが生じる恐れがありますので、非現実的なスケジュールは避け、メーカーの都合などを総合的に勘案して保守的なスケジュールを計画してください。固定資産税の特例の適用を受ける設備は、令和3年(2021年)3月31日までに導入する必要があります。)	<input type="checkbox"/>																														
14	「設備等の種類」は、「機械及び装置」、「器具及び備品」、「工具」、「建物付属設備」、「ソフトウェア」「構築物」の減価償却資産の種類を記載しているか	<input type="checkbox"/>																														

15	先端設備等導入計画の「設備等の種類」と各工業会の証明書の「減価償却資産の種類」が一致しているか	<input type="checkbox"/>
16	「証明書等の文書番号」の記入漏れや「設備等の種類」とのズレなどの誤りはないか	<input type="checkbox"/> 取得済み <input type="checkbox"/> 追加提出予定
17	「設備等の種類別小計」は、減価償却資産の種類ごとの小計値を記載しているか	<input type="checkbox"/>
18	同一の用途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載しているか	<input type="checkbox"/>
19	「資金調達方法」の欄には、「自己資金」、「融資」、「補助金」、「その他」の資金の調達方法を記載しているか	<input type="checkbox"/>
20	「先端設備等導入計画」の「4(3)先端設備等の種類及び導入時期」の中から、 固定資産税の特例を受けるもののみを「先端設備等に係る誓約書別紙」に記載しているか。 また、整合が取れているか。 【固定資産税の特例を受けるものの記載は③の確認事項を参照のこと】	<input type="checkbox"/>

③ 【固定資産税の特例を受ける場合】先端設備等に係る誓約書関係

市

1	「先端設備等導入計画」の「4(3)先端設備等の種類及び導入時期」の中から、 固定資産税の特例を受けるもののみを「別紙」に記載しているか。 また、整合が取れているか。 【再掲】	<input type="checkbox"/>
2	(1) ①資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人、②資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、③常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人事業主、①②③のいずれかに該当するか。	<input type="checkbox"/>
	(2) 「発行済株式又は出資」の「総数又は総額」の1/2以上を同一の大企業が所有している法人でないか。	<input type="checkbox"/>
	(3) 「発行済株式又は出資」の「総数又は総額」の2/3以上を大企業が所有している法人でないか。	<input type="checkbox"/>
3	「別記」記載の資産には、中古資産はないか	<input type="checkbox"/>
4	(1) 事業者の経理方式は、「税込経理」か、「税抜経理」か	<input type="checkbox"/> 税「込」経理 <input type="checkbox"/> 税「抜」経理
	(2) (1)で「税込経理」の場合、取得価格(単価又は金額)に消費税を「含んでいる」か(※リース取引は除く)	<input type="checkbox"/>
	(3) (1)で「税抜経理」の場合、取得価格(単価又は金額)から消費税を「抜いている」か	<input type="checkbox"/>
5	(1) 設備等の導入に際し、リース取引に該当するか	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
	(2) (1)で「該当する」場合ファイナンスリース取引に該当するか(※オペレーティングリースは対象外)。	<input type="checkbox"/>
	(3) (1)で「該当する」場合、所有権「移転外」リース取引か、所有権「移転」リース取引か。「移転」の場合、固定資産税の申告者は誰か。 (※「移転外」の場合はリース会社が固定資産税の申告時に特例申請の手続きをとります。「移転」の場合であって「ユーザーが税の固定資産税の申告・納付をする」場合はユーザーが申告時に特例申請の手続きを、「移転」の場合であって「リース会社が固定資産税の申告・納付をする」場合はリース会社が申告時に特例申請の手続きをする必要があります)	<input type="checkbox"/> 移転外 <input type="checkbox"/> 移転かつユーザー納税申告 <input type="checkbox"/> 移転かつリース会社納税申告
	(4) (1)で「該当する」場合、取得価格は「消費税抜」となっているか。(※事業者の経理方式にあわせません)	<input type="checkbox"/>
6	※以下のいずれかに該当しない(チェックがつかない)ものがあれば、当該償却資産については固定資産税の特例の対象にはなりません	
(1)	【全ての設備種類の共通事項】 固定資産税の特例を受ける設備について、 新品 であるか。(事業の用に供されたことのないものであるか)	<input type="checkbox"/>
(2)	【建物を除く設備の共通事項】 固定資産税の特例を受ける設備について、旧モデル比で年平均1%以上生産性が向上するものであり、各工業会による「生産性向上要件証明書」を取得しているか、又は1/1までに取得して市に追加提出する予定であるか。	<input type="checkbox"/> 取得済み <input type="checkbox"/> 追加提出予定
(3)	【機械及び装置の場合】 一台又は一基の取得価格が 160万円以上 であり、且つ、販売開始時期が 10年以内 であるか。	<input type="checkbox"/>
(4)	【測定工具及び検査工具の場合】 一台又は一基の取得価格が 30万円以上 であり、且つ、販売開始時期が 5年以内 であるか。	<input type="checkbox"/>
(5)	【器具及び備品の場合】 一台又は一基の取得価格が 30万円以上 であり、且つ、販売開始時期が 6年以内 であるか。	<input type="checkbox"/>
(6)	【建物附属設備の場合】 一台又は一基の取得価格が 60万円以上 であり、且つ、販売開始時期が 14年以内 であるか。	<input type="checkbox"/>
(7)	【構築物の場合】 一台又は一基の取得価格が 120万円以上 であり、且つ、販売開始時期が 14年以内 であるか。	<input type="checkbox"/>
(8)	【建物の場合】 一棟の取得価格が 120万円以上 であり、且つ、当該建物に導入予定の設備における取得価格の合計額が 300万円以上 であるか。	<input type="checkbox"/>

④ 先端設備等導入計画認定申請に係る岡谷市チェックリスト

市

1	関係する全てのチェック項目、記入項目に記入の漏れはないか	<input type="checkbox"/>
2	固定資産税の特例を受けるには、計画認定後、償却資産の申告時に手続き(計画申請書、認定書、工業会証明書等の写しの提出など)が必要であることを理解しているか	<input type="checkbox"/>